

サプライチェーン・事業投資における サステナビリティマネジメント

伊藤忠商事はそれぞれの事業活動に合わせたサステナビリティマネジメントを通して、サプライチェーンや事業投資先の人権・労働及び環境等へも配慮していきます。

これにより持続可能なバリューチェーンを構築し、伊藤忠グループの競争力・企業価値の向上につなげていきます。



サプライチェーン・マネジメント

事業領域の拡大を背景に、伊藤忠商事のサプライチェーンは広域化・複雑化し、自社が直接管理できる工程だけでなく、原料の調達や生産地、中間流通及び消費地での人権・労働及び環境等へのリスクマネジメントがより必要となっています。特に自社の購買シェアが比較的高いサプライヤーの現場管理については、その配慮や責任度合も大きく、優先して取り組むべき事項として捉えています。

伊藤忠商事は、「伊藤忠商事サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を定め、以下のような調査・レビューの取組を行うことで、問題発生の未然予防に努め、問題が見つかった場合にはサプライヤーとの対話を通じて改善を目指します。

伊藤忠商事サプライチェーン・サステナビリティ行動指針

1. 従業員の人権を尊重し、体罰を含む虐待などの非人道的な扱いを行わない。
2. 従業員に対する強制労働・児童労働を行わない。
3. 雇用における差別を行わない。
4. 不当な低賃金労働を防止する。
5. 労使間の円滑な協議を図るため従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。
6. 法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。
7. 従業員に対して安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。
8. 事業活動において、自然生態系、地域環境及び地球環境の保全に配慮し、環境汚染の未然防止に努める。
9. 関係法令及び国際的なルールを遵守し、公正な取引及び腐敗防止を徹底する。
10. 上記の各項目に関する情報の適時・適切な開示を行う。

サプライヤーへのサプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知

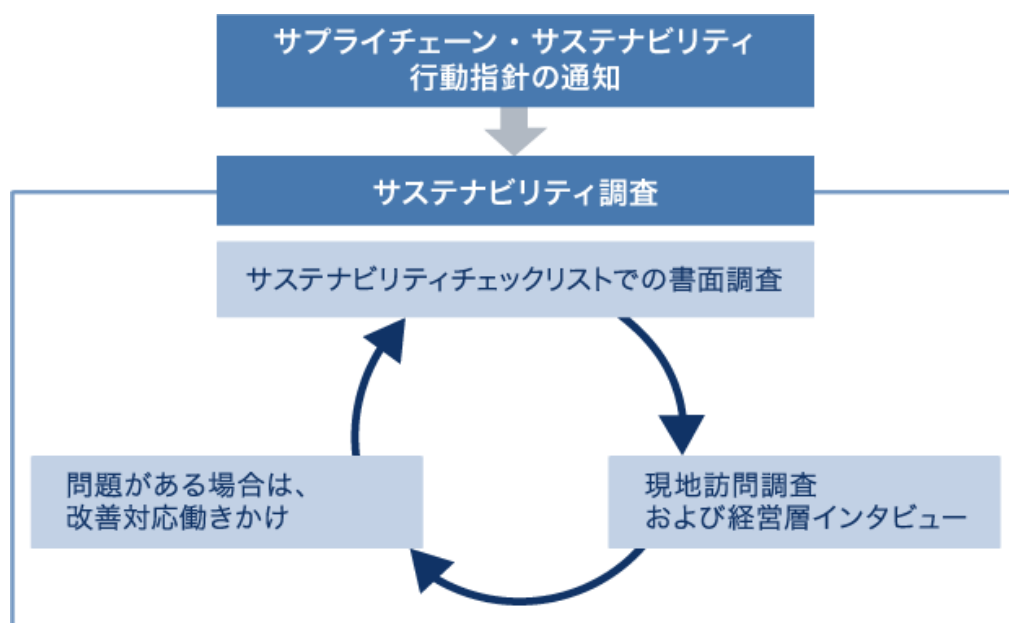
サプライヤーから当社の調達に関する方針の理解と協力を得ていくことが重要と考え、2013年度に、継続的取引のある約4,000社のサプライヤーに対して「伊藤忠商事サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を改めて通知しました。また2015年1月からは新規のサプライヤーと取引を行う場合は必ず事前に通知することを定め、当社のサステナビリティに関する方針についてコミュニケーションを深めています。

違反サプライヤーへの対応

本方針の趣旨に違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーに是正措置を求めるとともに、必要に応じて現地調査を行い指導・改善支援を実施していきます。是正要望等を継続的に行ったにも関わらず、是正が困難と判断された場合には、取引を見直す姿勢で取り組んでまいります。

サステナビリティ調査

サプライヤーの実態を把握するため、ISO26000の7つの中核主題を必須調査項目としたうえで、高リスク国・取扱商品・取扱金額等一定のガイドラインのもとに各カンパニー及び該当するグループ会社が重要サプライヤーを選定し、各カンパニーの営業担当者や海外現地法人および事業会社の担当者がサプライヤーを訪問しヒアリングを実施、またアンケート形式（サステナビリティチェックリスト）のサステナビリティ調査を2008年度より進めています。



サプライチェーン・マネジメント推進図

サステナビリティチェックリスト

サステナビリティチェックリストはISO26000の7つの中核主題（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及び発展）に基づき、中核主題以外も、生活資材部門（紙・チップ/木材）では森林保全のチェック項目、食料カンパニーでは食品安全の項目、繊維カンパニーでは知的著作権保護の項目等を追加するなど分野に応じた調査を実施しています。また、外部有識者の意見を参考に、設問の中でも、対応や対策が不十分の場合、持続可能性リスクが高くなる人権・労働慣行・環境を中心とした19設問を重要設問として設定。重点的に、サプライヤーへの改善対応の働きかけを実施しています。

また、サプライヤーとのコミュニケーションに関するハンドブックも作成し、担当者がより具体的に重要サプライヤーの環境・人権・労働慣行・腐敗防止等の管理状況の実態を把握し、改善アドバイスも行うことができるチェックの仕組みを展開すると共に、社員周知に活用していきます。今後も調査やコミュニケーションを継続することで、社員の意識向上とサプライヤーへの理解と実践を求めています。



サプライチェーン・コミュニケーション ハンドブック

ハンドブック記載例

強制労働の禁止

従業員を
無理矢理働かせてはいけません

強制労働とは、本人の意思に反して強制的に行われるあらゆる労働のことです。例えば、借金の返済のために離職の自由が制限されていたり、または契約で職場を離れる自由が制限されている場合などは強制労働に該当します。勤務シフトはどのようなか、休憩時間はあるか、食事をとることができているか、従業員へのヒアリングや顔色を観察することからわかる場合もあります。劣悪なケースでは、社員寮が工場敷地内にあり、敷地外へ出ることが制限されるなど、生活そのものが拘束されていることもあります。地方や他国から働きに来ている従業員はいるか、確認することも有効です。パスポートや身分証明書、労働許可書などの原本を雇用者が預かることは、強制労働を招く行為として禁止されなければいけません。

参考

新興国のみでなく日本の工場でも強制労働がないか、確認が必要です。近年、日本の「外国人技能実習制度」が一部海外から批判が集まっているため、国内でも外国からの従業員がいるか、労働時間、賃金面で問題ないかなど、確認してください。

■ 2017年度サステナビリティ調査

2017年度は、海外店・グループ会社のサプライヤー98社を含む計333社の調査を行い、その結果からは直ちに対応を要する深刻な問題は見つかりませんでした。調査時には懸念事項としてあがった問題点も、取引先による迅速な改善措置や対策等を確認しており、今後も取引先に対して、当社の考え方に対する理解を求め、コミュニケーションを継続していきます。

2017年度実績	対象基準	調査対象会社数	調査項目
繊維	● 高リスク国 ● 一定金額以上 ● 一定商品群取扱い	46社	・全カンパニー共通の主な設問 (1) 組織統治： 責任体制・内部通報制度の整備 (2) 人権： 事業上の人権侵害のリスク評価・児童労働／強制労働／ハラスメント／差別の廃止・適正な賃金支払 (3) 労働慣行： 労働時間管理・安全衛生管理・従業員の健康 (4) 環境： 廃棄物／排水処理・危険物の取り扱い・気候変動／生物多様性への取り組み (5) 公正な事業慣行： 腐敗防止・情報管理・知的財産権の侵害防止・持続可能な調達方針 (6) 消費者課題： 品質管理・トレーサビリティ (7) コミュニティへの参画及び発展： 消費者および近隣住民との対話 ・分野別設問 ● 繊維カンパニー：化学物質管理・知的所有権保護 ● 食料カンパニー：食品安全・生産地管理 ● 生活資材部門（紙・チップ/木材）：森林保全・第三者認証の有無
機械		9社	
金属		20社	
エネルギー・化学品		45社	
食料		103社	
住生活		105社	
情報・金融		5社	
合計		333社	

重要サプライヤーに対しては、必要に応じてサステナビリティ推進室が外部専門家と共に訪問調査も実施しています。インドネシアにある電機毛布の製造業を営む関連会社PT. SANKYO INDONESIAでは、ILO憲章、主要グローバルアパレルブランド基準、インドネシア国内法・条例に基づき労働安全・労務管理・人権・環境面の訪問調査を行いました。

訪問調査レポート インドネシアの電気毛布製造工場実態調査



2016年11月14日、外部専門家と共に、当社関連会社である電気毛布の製造工場PT. SANKYO INDONESIA を訪問調査しました。ジャカルタ市中心部より車で1時間の工業団地にある本工場では、稼働ピーク時には期間工を含む従業員500名の2シフト体制で生産を行っています。午前中は、社長、人事総務部長との面談と人権・労務管理に関して書類チェックを行い、午後は工場長も立ち会いのもと工場内の生産ライン、避難経路、薬品の管理等を確認して回りました。外部専門家からは、従業員採用時の公的IDによる年齢確認や、システム化による適正な労働時間・給与管理が行われており、書類も良く整理されているとの評価を得ました。尚、定期的な防災訓練及び健康診断の実施など、労働安全衛生面ではいくつかの指摘を受け、速やかに対策を講じました。引き続き現地では、品質管理と生産効率の向上を目指し、労働安全や環境にも配慮した管理体制の強化に取り組んでいきます。

■ 食品加工工場の定期訪問調査

食料カンパニーでは、食品安全・コンプライアンス管理室主導で、輸入食品については2011年度より海外サプライヤーの食品加工工場の定期的な訪問調査を実施しています。2017年度は、海外サプライヤー186社を訪問し、食料取引における安全確保の為に未然防止策を展開しています。2015年1月からは、北京に中国食品安全管理チームを開設し、中国サプライヤーの監査を行うことが出来る体制を整えました。2017年度は、54社の定期監査・フォローアップ監査を実施しております。

■ グループ会社実態調査

グループ会社における環境汚染等の未然防止を目的として、サステナビリティ推進室が第三者の立場で、外部専門家も起用し、現地訪問調査を継続的にを行っています。

2017年度実績	対象地域	訪問調査 実施社数	調査項目
食品カンパニーの食品衛生監査 ※ (直接輸入仕入れ先)	海外	186	食品衛生・食品防御
グループ会社実態調査(兼) サプライヤー実態調査	国内	4	土壌汚染・排水&排気管理・廃棄物処理・ 労働安全・品質管理

※ 海外サプライヤーのうち7社は、サステナビリティ調査先と重複。

事業投資マネジメント

投資先の事業活動が、環境や社会に与え得る影響を認識し対処するため、ESGリスクの把握と未然防止活動に努めています。チェックリストの活用や訪問調査を通じてESG全般についてリスク評価を行い、必要な措置を策定しています。また、これらは環境マネジメントシステムの枠組みの中で継続的に見直し、改善されています。

新規事業投資案件のESGリスク評価

新規事業投資案件について、申請部署は「投資等に関わるESGチェックリスト」を用いて、投資案件が、ESGの観点で方針及び体制が整備されているか、環境への著しい悪影響や法令違反、利害関係者から訴えられるリスクが無いかな等を、事前に評価（デューデリジェンス）することが義務付けられています。このチェックリストは、CSRの国際ガイドラインであるISO26000の7つの中核主題※の要素を含む33のチェック項目から成り立っています。（※組織統治・人権・労働慣行・環境・公正な事業慣行・消費者課題・コミュニティへの参画およびコミュニティの発展）

申請部署は、関係職能部（管理部門）によるリスク分析を踏まえた審査意見も参照し、万が一懸念点がある場合は、専門的な見地を必要とする案件については外部専門機関に追加のデューデリジェンスを依頼し、その結果に問題がないことを確認した上で、着手することになっています。

グループ会社実態調査

グループ会社における環境汚染等の未然防止を目的として、現地訪問調査を2001年より継続的に行っています。2017年度は各社の環境・社会リスクを勘案の上、外部専門家も起用し計4社に対して実施しました。2018年3月末までに合計283事業所に対して調査を完了しました。

本調査は、経営層との質疑応答や、工場・倉庫等の施設並びに河川への排水状況調査、環境法規制の遵守状況、労働安全・人権や地域社会とのコミュニケーション等を点検し、問題点を指摘または予防策を示し、是正状況を確認しています。

訪問調査レポート DOLE THAILAND実態調査



2016年12月7～8日、タイでパイナップルを始めとしたフルーツ缶・パウチを製造するDOLE THAILANDのHua Hin工場を訪問調査しました。現地の法規制に詳しい外部専門家の知見を基に土壌汚染・廃棄物・化学物質管理・安全対策等、環境・労働安全関連のリスク管理・法令遵守状況について詳細なチェックを行い、適切な管理を行っていることを確認するとともに、社内労働衛生委員会の設置、環境目標の設定と着実な実行、契約農家への買い取り保証、地元政府との定期的な対話などのESG上重要な施策が行われていることも認識できました。化学物質の保管方法、食品加工機械操作に伴う事故予防対策等に関する助言については適切に対応し、更なる管理レベルの向上に取り組んでいます。

商品別のサステナビリティ調達への取組

世界中で多様な商品を取り扱う伊藤忠商事では、各商品の取り巻く社会・地球環境に及ぼす影響を認識し、影響の大きい商品については商品別に調達に関する方針や対応を定め、日々の事業活動に活かしています。

木材、木材製品、製紙用原料及び紙製品の調達方針

目的・背景

伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」）は、企業の社会的責任を果たすため、サプライチェーン・サステナビリティ行動指針を定め、持続可能な社会の実現を目指した事業活動に取り組んでいます。しかし、世界の自然林は現在も減少が続き、毎年広大な自然林が失われています。その原因のひとつとして、大規模な皆伐など過度に環境負荷を与える木材生産にも問題があるといわれています。そのため、伊藤忠商事は守るべき自然林の保護と森林資源の持続的な利用を継続するため、以下の調達方針を定めます。策定にあたっては、WWFジャパンのアドバイスを参考にしています。

適用範囲

伊藤忠商事及びその子会社が国内外で調達する木材及びその関連製品を適用範囲とします。具体的には、原木、木材製品、チップ・パルプなどの製紙用原料及び紙製品を対象とします（以下「調達物」）。

基本方針

伊藤忠商事及びその子会社は、調達物のトレーサビリティの確保と、以下の方針に基づいた調達に努めます。

1. 信頼できる森林認証制度の拡大を支援し、認証取得した調達物の取扱いを優先すること。
2. 調達物の生産・製造は、保護価値の高い森林に過度な環境負荷を与えていないこと。
3. 調達物又はその原料の生産（又は伐採）にあたって原木生産地の法令を守り、適切な手続きを経て生産（又は伐採）されたものであること。
4. 保護価値の高い森林の破壊など、深刻な環境・社会的問題に関わるサプライヤーからの調達でないこと。

実施と運用に関して

上記の基本方針は、各国及び地域の特性を勘案し、段階的に実施するように努めます。また、運用にあたっては、取引先や専門家、NGOなどのステークホルダーとも協力し、原料生産地における持続可能性の向上に資する生産体制へ移行できるような支援も考慮しながら、定期的の方針の見直しを行います。

情報公開と外部コミュニケーション

取組の進捗状況は、透明性を確保するため、サステナビリティレポート等を通じて行い、取引先との適切なコミュニケーションにより、持続的な森林資源の利用に対する社会の理解を促進します。

紛争鉱物への対応について

コンゴ民主共和国等、紛争の存在する地域で産出される鉱物の一部は、非人道的行為を行う武装勢力の資金源となり、紛争を助長する、あるいは人権侵害を引き起こすなどの可能性があります。2010年7月に米国で成立した「金融規制改革法」（ドッド・フランク法）において、米国上場企業は、コンゴ民主共和国またはその隣接国で産出される「紛争鉱物※」の製品への使用状況等について、開示することが義務付けられました。

伊藤忠商事は、米国証券取引法に基づく報告義務を負っていませんが、調達活動における社会的責任を果たすため、同法の趣旨に鑑み、ビジネスパートナーと連携し、人権侵害を行う武装集団を利することのない鉱物の調達に向けた取組みを推進していきます。

※ 同法における「紛争鉱物」とは、タンタル、スズ、金、タングステン、その他米国国務長官が指定する鉱物を指す。

原子燃料の調達・供給方針

伊藤忠商事及びその子会社は国内外で原子燃料取引を行うに際し現物の輸送を行っているものではないが、当社の調達および販売に関する方針の理解と協力を得ていくことが重要と考え、「原子燃料サイクルの一翼を担う」という使命が自らの役割であることを認識し、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに、倫理観を持つことに努めております。

当社はまた、その国内外で調達する原子燃料は全て民生の発電用途あるいは平和利用目的として使用されており、国内外のありとあらゆる原子力安全保障に関連する法規制を遵守しております。

パーム油の持続可能な調達への対応について

伊藤忠商事は、人権や環境保全に配慮した持続可能な調達を安定的に行うために、「伊藤忠商事サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を取引サプライヤーへ通知し、実態調査等を通じて、サプライヤーとサステナビリティ調達のコミュニケーションを定期的に行っています。その中で、パーム油については、環境や労働安全、人権や地域社会との関係に特に配慮する必要があると認識しており、2006年から「持続可能なパームオイルのための円卓会議（RSPO）」に加盟しました。定期的に会合へ出席し、サプライチェーンの透明化を進め、トレーサビリティを高めている原料購入先との取引をしており、持続可能なパーム油の調達体制強化に取り組んでいます。